

芦屋市地域防災計画_新旧対照表【抜粋版】

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考
<p><風水害対策編> 第1部災害応急対策計画 第5章避難収容活動 第1節 避難誘導計画</p> <p>2 避難勧告等の概要</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」とは、「人的被害の発生の可能性があると判断された時点で発令され、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難勧告」より前段階で発令する。</p> <p>「避難勧告」とは、「人的被害の発生する可能性が明らかに高まった」と判断された時点で発令され、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階である。</p> <p>「避難指示（緊急）」とは、「人的被害の発生する危険性が非常に高い」と判断された時点で発令され、前兆現象の発生や切迫した段階である。</p> <p>「災害発生情報」とは、既に災害が発生している状況である。</p> <p>避難勧告等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国又は県に助言を受けて判断を行うものとする。</p>	<p><風水害対策編> 第1部災害応急対策計画 第5章避難収容活動 第1節 避難誘導計画</p> <p>2 避難勧告指示等の概要</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始」とは、「人的被害の発生の可能性があると判断された時点で発令され、災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、市長から必要な地域の居住者に対し発令される情報である。その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難勧告指示」より前段階で発令する。し、災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難の完了を促す。</p> <p>「避難勧告指示」とは、「人的被害の発生する可能性が明らかに高まった」と判断された時点で発令され、災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階である。市長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。災害が発生する前に避難所等への立ち退き避難を完了することを促す。</p> <p>「避難指示（緊急）」とは、「人的被害の発生する危険性が非常に高い」と判断された時点で発令され、前兆現象の発生や切迫した段階である。</p> <p>「災害発生情報緊急安全確保」とは、既に災害が発生している又は切迫している状況である居住者等が身の安全を確保するために避難所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される情報である。ただし、その状況に置いて、その状況を市が必ず把握できるとは限らないこと等から、本情報は必ず発令される情報ではない。</p> <p>避難勧告指示等を行う際は、国、県、気象台等からの情報を基に判断するものとし、必要に応じて国又は県に助言を受けて判断を行うものとする。</p>	<p>【改定概要】</p> <p>2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し</p>

旧計画（現行版）					新計画（改定版）					備考
	避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】	避難勧告【警戒レベル4】	避難指示（緊急）【警戒レベル4】 ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	災害発生情報【警戒レベル5】		避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】	避難勧告指示【警戒レベル4】	避難指示（緊急）【警戒レベル4】 ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	災害発生情報緊急安全確保【警戒レベル5】	【改定概要】 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告等を行うことが予想される場合	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合	既に災害が発生している状況 ※災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で発令	条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告指示等を行うことが予想される場合	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合	①前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 ②地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合	既に災害が発生又は切迫している状況 ※災害が実際に発生又は切迫していることを把握した場合には、可能な範囲で発令	
市民に求める行動	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	①避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	命を守るための最善の行動	市民に求める行動	①災害リスクのある区域等の居住者で要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	災害リスクのある区域等の居住者で通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	①避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ②未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動	命を守るための安全が確保できる最善の行動	
伝達内容	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①勧告者 ②避難理由 ③避難順位 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等	同左	同左	伝達内容	①勧告者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①勧告者 ②避難理由 ③避難順位 ④避難場所 ⑤避難経路 ⑥避難後の当局の指示、連絡等	同左	同左	
伝達方法	①広範囲の場合：県フェニックス防災システム（公共コモンズ）、テレビ、緊急告知ラジオ、防災行政無線、広報車、あしや防災ネット、J:COM 防災情報サービス、ホームページ、SNS、庁内放送等 ②小範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③必要に応じ上記を併用	①避難準備・高齢者等避難開始と同じ ②ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達	同左	同左	伝達方法	①広範囲の場合：県フェニックス防災システム（公共コモンズ）、テレビ、緊急告知ラジオ、防災行政無線、広報車、あしや防災ネット、J:COM 防災情報サービス、ホームページ、SNS、庁内放送等 ②範囲の場合：防災行政無線、広報車等 ③必要に応じ上記を併用	① 避難準備・高齢者等避難開始 と同じ ②ただし、必要に応じて、戸別に口頭伝達	同左	同左	

旧計画（現行版）	新計画（改定版）	備考																				
<p>＜風水害対策編＞</p> <p>第1部災害応急対策計画</p> <p>第5章避難収容活動</p> <p>第1節 避難誘導計画</p> <p>3 避難勧告等の発令状況及び屋内退避等が必要な場合</p> <p>実態的には、災害発生直後に災害対策本部が避難勧告等を出す前に、市民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。</p> <p>避難勧告等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。</p> <table border="1" data-bbox="192 604 1270 898"> <tr><td>1</td><td>危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき</td></tr> <tr><td>2</td><td>地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合</td></tr> <tr><td>4</td><td>不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき</td></tr> <tr><td>5</td><td>その他災害の状況により、市長が認めるとき</td></tr> </table> <p>屋内退避等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。この時は、屋内での待避その他の屋内での避難を行う。</p>	1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき	2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）	3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合	4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき	5	その他災害の状況により、市長が認めるとき	<p>＜風水害対策編＞</p> <p>第1部災害応急対策計画</p> <p>第5章避難収容活動</p> <p>第1節 避難誘導計画</p> <p>3 避難勧告指示等の発令状況及び屋内退避緊急安全確保等が必要な場合</p> <p>実態的には、災害発生直後に災害対策本部が避難勧告指示等を出す前に、市民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると予想される。</p> <p>避難勧告指示等が必要な事態としては、二次災害の発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。</p> <table border="1" data-bbox="1394 604 2472 898"> <tr><td>1</td><td>危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき</td></tr> <tr><td>2</td><td>地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）</td></tr> <tr><td>3</td><td>災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合</td></tr> <tr><td>4</td><td>不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき</td></tr> <tr><td>5</td><td>その他災害の状況により、市長が認めるとき</td></tr> </table> <p>屋内退避緊急安全確保等が必要な事態としては、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると想定されるときである。この時は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動する等が必要である。</p> <p>また、災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。屋内での待避その他の屋内での避難を行う。</p>	1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき	2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）	3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合	4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき	5	その他災害の状況により、市長が認めるとき	<p>【改定概要】</p> <p>2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し</p>
1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき																					
2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）																					
3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合																					
4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき																					
5	その他災害の状況により、市長が認めるとき																					
1	危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき																					
2	地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）（次表「避難勧告等の基準について」参照）																					
3	災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合																					
4	不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき																					
5	その他災害の状況により、市長が認めるとき																					

旧計画（現行版）					新計画（改定版）					備考
＜避難勧告等の基準について＞					＜避難 勧告 指示等の基準について＞					【改定概要】 2 避難情報発令時の名称等及び避難行動の表現見直し
	避難準備・高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	避難勧告 【警戒レベル4】	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	災害発生情報 【警戒レベル5】		避難準備・高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	避難 勧告 指示 【警戒レベル4】	避難指示（緊急） 【警戒レベル4】	災害発生情報 緊急安全確保 【警戒レベル5】	
土砂 災害	・大雨警報（土砂災害） が発表されたとき ・気象庁の「大雨警報 （土砂災害）危険度 分布」で、実況又は予 想で大雨警報の土壤 雨量指数基準に到達 したとき、若しくは 今後超えることが想 定できるとき	・土砂災害警戒情報 が発表されたとき ・兵庫県の「地域別土 砂災害危険度」の土 砂災害危険度推移 グラフで、2時間後 の予測値が基準線 を超えたとき、若し くは今後超えるこ とが想定できるこ と	・土砂災害の前兆 が認められると き ・土砂災害が発生 したとき ・土砂災害警戒情 報が発表されて おり、さらに記 録的短時間大雨 情報が発表され たとき	既に災害が発生し ている状況 ※災害が実際に発 生していること を把握したとき に、可能な範囲 で発令	土砂 災害	・大雨警報（土砂災害） が発表されたとき ・気象庁の「大雨警報 （土砂災害）危険度 分布」で、実況又は予 想で大雨警報の土壤 雨量指数基準に到達 したとき、若しくは 今後超えることが想 定できるときが「警 戒（赤）」（警戒レベ ル3相当情報〔土砂 災害〕）となったとき	・土砂災害警戒情報 が発表されたとき ・兵庫県の「地域別土 砂災害危険度」の土 砂災害危険度推移 グラフで、2時間後 の予測値が基準線 を超えたとき、若し くは今後超えるこ とが想定できるこ と	・土砂災害の前兆 が認められると き ・土砂災害が発生 したとき ・土砂災害警戒情 報が発表されて おり、さらに記 録的短時間大雨 情報が発表され たとき	既に災害が発生又 は切迫している状 況 ※災害が実際に発 生及び切迫して いることを把握 したときに、可 能な範囲で発令	
洪水	芦屋川が避難判断水位 （1.4m）に達し、更 に上昇のおそれがある とき	芦屋川が氾濫危険水 位（1.7m）に達し たとき	芦屋川が氾濫危険 水位（1.7m）に 達し、更に上昇の おそれがあるとき	既に災害が発生し ている状況 ※災害が実際に発 生していること を把握したとき に、可能な範囲 で発令	洪水	芦屋川が避難判断水位 （1.4m）に達し、更 に上昇のおそれがある とき	芦屋川が氾濫危険水 位（1.7m）に達し たとき	芦屋川が氾濫危険 水位（1.7m）に 達し、更に上昇の おそれがあるとき	既に災害が発生又 は切迫している状 況 ※災害が実際に発 生又は切迫して いることを把握 したときに、可 能な範囲で発令	
高潮	高潮警報の発表	潮位がピークを迎え る2～3時間前（ただ し、3m以上の潮位が 予想される時）	・南芦屋浜の南護 岸ベランダ部が 浸水し、更なる 上昇が見込まれ るとき ・河川について は、堤防から溢 水する可能性が 高まったとき	浸水が発生したと き ※災害が実際に発 生していること を把握したとき に、可能な範囲 で発令	高潮	高潮警報の発表	潮位がピークを迎え る2～3時間前（ただ し、3m以上の潮位が 予想される時）	・南芦屋浜の南護 岸ベランダ部が 浸水し、更なる 上昇が見込まれ るとき ・河川について は、堤防から溢 水する可能性が 高まったとき	浸水が発生したと き ※災害が実際に発 生又は切迫して いることを把握 したときに、可 能な範囲で発令	
その他	災害対策本部長が必要と認めたとき				その他	災害対策本部長が必要と認めたとき				